

令和 2 年 1 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 小島鐵工所
代表者名 代表取締役社長 櫛渕 洋二
(東証第2部・コード 6112)
問合せ先 取締役経理・総務部部長 田中 教司
(TEL 027-343-1511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和 2 年 2 月 28 日開催予定の第119回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 新任社外取締役の選任に伴い、定款第 29 条(取締役の責任免除)および同時に第 40 条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。

なお、定款第 29 条(取締役の責任免除)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
	<u>(取締役の責任免除)</u>
	<u>第 29 条</u>
(新 設)	<u>当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>
	<u>2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>
	<u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第29条～第38条(条文省略)	第 30 条 ～ 第 39 条 (現行どおり)
	<u>(監査役の責任免除)</u>
	<u>第 40 条</u>
	<u>当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>

	<u>2. 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任に</u>
(新 設)	<u>ついて法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契</u>
	<u>約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、</u>
	<u>法令が規定する額とする。</u>
第 <u>39</u> 条～第 <u>46</u> 条(条文省略)	第 <u>41</u> 条 ～ 第 <u>48</u> 条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

令和2年2月28日 (予定)

定款変更の効力発生日

令和2年2月28日 (予定)

以 上